

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：8620

件名	公園等遊具安全点検業務委託	
履行場所	海老名市内一円	
期間	令和8年6月4日～令和8年10月30日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	6,358,000 円 (税込)	5,780,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	<p>低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。</p> <p>契約締結にあたっての制限等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <p>契約保証</p> <p>契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 金融機関又は保証事業会社の保証(イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド)(ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	一般委託に登録のある者	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者及び業務主任者は、次のいずれかの資格を有する者を配置すること (兼務可) ・公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技士・公園施設点検管理士 ・公園施設点検技士・公共施設保守点検技士・遊具施設診断士 ・点検診断技術士	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「配置技術者等の資格・実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・管理技術者及び業務主任者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類		

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類

令和8年度

公園等遊具安全点検業務委託

特記仕様書

1 目的

本業務は、海老名市所管の公園等に設置された遊具等を、本仕様書及び関係法令・条例・規則等に従って点検を行い、遊具等を常に良好な状態に維持することを目的とする。

2 仕様書の適用

本業務の実施に当たっては、本仕様書及び一般社団法人日本公園施設業協会の遊具に関する規準（J P F A-S P-S：2024）の「遊具の定期点検業務仕様書」に基づき行うこと。

また、「遊具の定期点検業務仕様書」に対する事項は、次のとおりとする。

（1）点検業務の対象公園

別紙「点検対象公園一覧表」のとおり

（2）点検業務の対象遊具

別紙「点検対象公園一覧表」対象公園に存在する全遊具とし、数量は一覧表記載のとおり。

点検対象公園一覧表と現地に違いがある場合は現地を優先とし、結果を監督員に報告すること。

3 履行期間

令和8年6月4日から令和8年10月30日までとする。

4 定期点検の実施回数・実施時期

定期点検回数は履行期間中1回とする。

なお、業務の実施時期は発注者、請負者と協議の上決定する。ただし、健全度判定がC・D判定となる遊具については、9月末までに点検結果を報告できるように点検業務を実施すること。

5 業務従事者

管理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有するものを配置すること。また、点検業務も以下のいずれかの資格を有するものが行うこと。

- ・ 一般社団法人日本公園施設業協会認定の「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」、「公園施設点検技士」。
- ・ 一般社団法人日本公共施設保守点検研究所認定の「公共施設保守点検技士」
- ・ 一般社団法人日本子ども学育協会認定の「遊具施設診断士」
- ・ 特定非営利活動法人子ども育成支援協会認定の「点検診断技術士」

6 業務内容

（1）仕様書及び遊具の安全に関する規準（J P F A-S P-S：2024）の「遊具の定期点検業務仕様書」に基づき遊具点検を実施し、点検業務報告書を作成すること。

（2）機能・安全性については、仕様書及び遊具の安全に関する規準（J P F A-S P-S：2024）の「遊具の定期点検業務仕様書」により総合判定を行うこと。

（3）「劣化点検」による劣化判定と「規準点検」によるハザードレベルの組み合わせにより総合的な機能判定を行うこと。判定根拠について理由を簡潔に記載すること。

(4) 点検時処置

総合判定は、処置前の点検時の状態を記入するが、点検時に処置を行った場合はその時点での状態を判定すること。

(5) 点検項目他

点検は、個々の遊具点検表の点検項目を基本とするが、総合判定に必要とされる項目は現場状況に応じ追加し、全て記録すること。

また、点検表で点検する必要のない項目については全て斜線を入れること。点検様式に記入しきれない場合は、これらの様式に準じて新たに様式を作成すること。

(6) 点検内容等

ア 点検前に現状の遊具の全景写真を撮影し、点検後に検査済みシールを遊具に貼付けること。

また、点検項目の全てについて点検箇所の近景を撮影し、検査済みシールの貼付け箇所が確認できるように個々の遊具ごとに撮影すること。

イ 設置面を目視にて確認、危険性のあるものは取り除き、処分等に費用がかかるものについては別途協議すること。

ウ 点検内容には、ビス、ナット等の増締め、グリス等の注油を含むものとする。

エ 遊具の木材部、鋼材部、金具類（接続部を含む）の腐食に関しては、目視、触診で状態を判断する。ただし、現場状況に応じ、必要とされる場合は打音検査、肉厚等の測定を実施すること。木材部は地際、表面の腐食はもとより、内部の腐食も留意、想定し慎重に点検すること。

オ 基礎等のぐらつき、鋼材部、木材部の腐食については、目視、触診にて確認する。

カ ボルト接合部に関しては、レンチにて確認する。点検中にゆるみがあった場合は増締めを行う。

キ プラキャップや埋木等で、ボルトやナットが隠れている場合は、それらを外して点検すること。但し外すことで復元が出来なくなる可能性が高い場合は監督員と協議すること。

ク ボルト類が抜け落ちている場合や、その他の状況で損失している場合は、監督員に速やかに連絡すること。

ケ ブランコ等の動作主用部分は、正常に働いているか、耐久性に問題がないか、また、組合せによる落下の危険性がないかについて特に注意して確認すること。

コ 塗装状態

塗装状態の判定は下記のA～Cに基づき判定を行うこと。

A：再塗装の必要がない

B：部分的に塗装が必要

C：全体的に塗装が必要

サ 点検中に危険性、緊急性の高いものを発見した時は、即時監督員に連絡し、使用禁止等の安全処置を行うこと。また、点検業務報告書に処置内容について記入すること。

シ 遊具本体を単体としてとらえるのではなく、他の遊具との関連、安全領域、利用者の動線も検討し点検すること。

7 打ち合わせ

打ち合わせは、事前、中間、調査報告時とし、必要に応じ随時打合せを行うものとする。
打合せを行った際は請負者側で打合せ簿を作成し、監督員の確認を受けること。

8 報告書の提出

一般社団法人日本公園施設業協会の安全に関する規準（J P F A-S P-S：2024）に記載の点検業務報告書を1部作成し、電子データ（CD-R）正副1組を発注者に提出すること。

報告書は、綴り幅8cmの両開き式A4版ファイルに綴ること。

また、複数簿冊となることから、簿冊ごとの掲載公園を背表紙に記載するとともに、全簿冊分の掲載公園目次を各簿冊に添付すること。

9 業務に関する疑義等

請負者は、本業務の実施に当たって疑義等が生じたときは、すみやかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。

10 EMS関係

本委託業務は、海老名環境マネジメントシステム契約事業環境配慮マニュアル適用事業であり以下の事項に配慮し業務すること。

- ・ 業務実施時の排出物の内、可能なものは再資源化するよう検討する
- ・ 業務実施時に排出される廃棄物は、適正に処理する
- ・ 業務実施時に使用する機器等については、騒音・振動の抑制に努める
- ・ 業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める
(例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)
- ・ 業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起さないように適正な処理を行う
- ・ 業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める

11 使用歩掛及び単価等

本委託業務の使用歩掛及び単価等については以下のとおりとする。

- ・ 「遊具等の定期点検業務標準積算基準 遊具等の定期点検業務標準仕様書（一般公園施設を含む）（令和8年度版）」 一般社団法人日本公園施設業協会

12 特記事項

- ・ 請負者は、別添様式の点検済証を作成し、遊具点検の実施後速やかに使用可能と判定した遊具の見やすい位置に貼付すること。点検済証の点検月欄は実際の点検実施月とすること。
- ・ 健全度判定がD判定となる遊具など、使用禁止措置を行う必要がある遊具については、随時監督員に報告を行うと共に、納品時には全体の報告書とは別綴りで報告書を提出すること。

- ・ 遊具点検記録一覧として、全遊具の評価結果が容易に把握できる資料を提出すること。
- ・ 写真撮影箇所は、全公園の全景、全遊具の近景、安全領域離隔確認写真に加え、全遊具・全判定項目の近景確認写真とし、全て電子データ（CD-R）への添付対象とする。
- ・ 写真撮影箇所の内、報告書へ添付する対象は、全公園の全景、全遊具の近景、安全領域離隔確認写真に加え、劣化点検によりB判定以下となった項目と規準点検によりハザードレベルが1以上とされた項目の近接点検写真全てとする。
- ・ 踏み板式ブランコにおいて、吊り金具の組合せ不具合による落下事故が報じられていることから、点検時には特に注意して確認すること。

点検対象公園一覧表

台帳No.	公園名	点検対象公園	単体遊具(A)											単体遊具(B)							単体遊具(C)				単体遊具(D)	複合(小)		複合(中)										
			ラダー	鉄棒	置物	スプリング・リンク遊具	シーソー	砂場	健康遊具	プレイベンチ	ステップ	ピングポング	バスケットゴール	リングネット	太鼓橋	タイヤ遊具	ジャンゲルジム	リングジャンゲル	すべり台	踏み板式ブランコ2連	はんと棒	ポールスイング	パネルトンネル	アスレチック遊具	ターザンロープ	踏み板式ブランコ4連	2方向すべり台	ハンモック	(単位:m) ローラー滑り台	複合遊具(木製)	複合遊具(鋼製)	複合遊具(その他)						
児遊-74	望地道上第四公園	○		1		2																																
児遊-75	中野月ノ浦公園	○				2											1	1																				
児遊-76	柏ヶ谷瀧ノ本広場		遊具無し																																			
児遊-77	柏ヶ谷峰下公園	○				2																																
児遊-78	河原口一大縄公園	○		1		1		1																												1		
児遊-79	柏ヶ谷峰下第二公園	○		1										1																								
児遊-80	欠番		欠番																																			
児遊-81	柏ヶ谷瀧ノ本第三公園	○		1				1																														
児遊-82	柏ヶ谷瀧ノ本第四公園	○						1									1																					
児遊-83	欠番		欠番																																			
児遊-84	柏ヶ谷瀧ノ本第五公園	○					1	1																														
児遊-85	杉久保下原第一公園	○				1											1																					
児遊-86	上今泉涯第三公園	○				2		1																														
児遊-87	中新田赤松原第一公園	○		1		1											1																					
児遊(借)-1	国分押堀児童遊園	○						1																														
児遊(借)-2	大谷神明社児童遊園	○		1																																		
児遊(借)-3	中新田第一児童遊園	○		1				1									1																					
児遊(借)-4	中新田諏訪神社児童遊園	○		1													1																					
児遊(借)-5	欠番		欠番																																			
児遊(借)-6	今里八幡社児童遊園	○		1			1																															
児遊(借)-7	勝瀬小宝児童遊園	○		1													1																					
児遊(借)-8	社家児童館児童遊園	○	1	1																																		
児遊(借)-9	欠番		欠番																																			
児遊(借)-10	欠番		欠番																																			
合計																																						
合計		138	5	84	10	106	14	80	30	2	2		2		3	3	10	1	51	40			1	2	20	3					100		20		16			
			341											103							25				100	20	16											

※単体遊具(D)の集計単位はm

令和 8 年 度

公園等遊具安全点検業務委託設計書

委 託 番 号	R7.07歩掛 R8.03単価	施 工 年 度	令和8年度
委 託 名 称	公園等遊具安全点検業務委託		
委 託 場 所	海老名市内一円		
施 工 主	海老名市	委託概要 委託対象公園 138公園 公園施設健全度調査 1式	
設 計 区 分	公園工事		
公 園 名	海老名市内公園		
委 託 期 間	令和8年6月4日～令和8年10月30日		
日 数	149日		
部 課 名	まちづくり部都市施設公園課		
積 算 担 当	施設整備係		
合 計 額			
業 務 価 格			
消 費 税 相 当 額			

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	公園工事	工事日数	149日	共通仮設費対象外額	
場所区分	市街地(DID補正)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	補正なし	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned}
 \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{定率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\
 &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\
 &= \quad - \quad - \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

C- 1号 25基当たり 単価表

単体遊具 (A)
規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1 基当たり						

C- 2号

25基当たり

単価表

単体遊具 (B)

規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1基当たり						

C- 3号

25基当たり

単価表

単体遊具 (C)

規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1基当たり						

C- 4号 5基当たり 単価表

複合遊具（小）
規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1 基当たり						

C- 5号

3基当たり

単価表

複合遊具（中）

規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1基当たり						

C- 9号 30m当たり 単価表

単体遊具 (D)
規準点検・劣化点検

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費						
直接物品費		式	1			
直接業務費計						
業務管理費		式	1			
報告書出力費		式	1			
計						
1 m当たり						

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は <u>記入不要</u>	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
<small>※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載</small>	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様 _____

連絡先 _____